

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	学校図書館システムに係る外部結合等について
--------	-----------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

◇第17条第1項第4号（外部電子計算機との結合）

【報告】

◇第14条第1項（業務委託）

（担当部課：教育委員会事務局教育支援課）

事業の概要

事業名	学校図書館の充実
担当課	教育支援課
目的	学校図書館システムの活用
対象者	区立学校に在籍する児童・生徒及び教員
事業内容	<p>1 概要</p> <p>令和4年9月より、児童・生徒及び教員に1人1台貸与しているGIGAスクールタブレット端末を用いて、自宅・教室・職員室などにおいても調べ学習や読書活動、授業準備等のために学校図書館の蔵書を検索することが可能となるクラウド型の学校図書館システム（自社クラウド）を導入する。</p> <p>当該システムの導入にあたっては、児童・生徒が使用できる機能は蔵書検索のみとし、個人情報を含む利用者データの管理等は、図書室用ノートパソコンのみに限定する。</p> <p>2 本審議会における付議事項</p> <p>(1) 外部結合</p> <p>児童・生徒及び教員のタブレット端末及び図書室用ノートパソコンから事業者が提供するクラウド型の学校図書館システムとの外部結合を行う。</p> <p>(2) 業務委託</p> <p>①クラウドシステムの導入</p> <p>②既存システムから事業者が提供するクラウド型の学校図書館システムへのデータ移行</p> <p>③運用保守</p> <p>※個人情報の流れは、資料3—1のとおり</p>

件名 学校図書館システムに係る外部結合について

保有課(担当課)	教育支援課
登録業務の名称	学校図書館支援業務
結合される情報項目(だれの、どのような項目か)	【区立学校の児童・生徒及び教員に係る情報項目】 学校名、学年、学級(クラス)、氏名、入学年度、貸出記録
結合の相手方	未定(プライバシーマーク取得事業者を想定)
結合する理由	GIGAスクールタブレット端末を用いて、自宅・教室・職員室などにおいても調べ学習や読書活動、授業準備等のために学校図書館の蔵書を検索することを可能とするため。
結合の形態	児童・生徒及び教員のタブレット端末及び図書室用ノートパソコンからクラウドサービス(自社クラウド)にアクセスする。
結合の開始時期と期間	令和4年9月1日から(予定)(以降、同様の外部結合を行う。)
情報保護対策	<p>本件外部結合に当たっては次の個人情報保護措置を講ずる。</p> <p>1 GIGAスクールタブレット端末のセキュリティ対策</p> <p>(1) 運用上の対策</p> <ol style="list-style-type: none"> ① タブレット管理台帳の整備及び定期的な所在確認等の運用管理徹底 ② タブレットのデバイス管理(紛失時のリモート初期化等) ③ 「新宿区個人情報保護条例」及び「新宿区情報セキュリティポリシー」の遵守 ④ 児童、生徒が使用できる機能は、蔵書検索のみに限定する。 ⑤ 蔵書検索にあたっての学校図書館システムへのログインは、新宿区専用のURLからとする。 ⑥ 卒業・転出時は、利用者データを削除する。 <p>(2) システム上の対策</p> <ol style="list-style-type: none"> ① パスコード認証 ② 通信暗号化 ③ コンピュータウイルス対策の実施 ④ コンテンツフィルタリングの実施(不正サイト・アダルトサイト等の不適切なサイトの閲覧制限) ⑤ SNS(Facebook/Twitter等)やメール等の利用制限 ⑥ 他ソフトウェアインストール・利用制限(Microsoft Store、Apple Store等の不要ソフト利用制限、家庭学習等の教育用途に特化したソフトウェア利用環境の維持) ⑦ 外部記憶媒体(USBメモリ等)の接続禁止(情報の持ち出し禁止) ⑧ ログ管理 ⑨ セキュリティ更新プログラム適用

2 図書室用ノートPCのセキュリティ対策

(1) 運用上の対策

- ① 「新宿区個人情報保護条例」及び「新宿区情報セキュリティポリシー」の遵守
- ② 卒業・転出時は、利用者データを削除する。

(2) システム上の対策

- ① ユーザ認証（ユーザID、パスワード）
- ② 通信暗号化
- ③ コンピュータウイルス対策の実施
- ④ コンテンツフィルタリングの実施（不正サイト・アダルトサイト等の不適切なサイトの閲覧制限）
- ⑤ SNS（Facebook/Twitter 等）やメール等の利用制限
- ⑥ 他ソフトウェアインストール・利用制限（Microsoft Store、Apple Store 等の不要ソフト利用制限、家庭学習等の教育用途に特化したソフトウェア利用環境の維持）
- ⑦ 外部記憶媒体（USBメモリ等）の接続禁止（情報の持ち出し禁止）
- ⑧ ログ管理
- ⑨ セキュリティ更新プログラム適用
- ⑩ VPNクライアント設定

3 クラウドサービスに係るセキュリティ対策

本サービスの運用にあたり、提供元である事業者に対し、以下の情報保護対策を行うことを要望する。

(1) 運用上の対策

- ① 個人情報保護
「個人情報保護法」の遵守
- ② 情報セキュリティに対する方針
ISMS認証等の第三者認証を取得している。

(2) システム上の対策

- ① ユーザ認証（ユーザID、パスワード）
- ② ファイアウォールの設置
- ③ 不正侵入検知・防御（IDS/IIPS）の実施
- ④ 通信暗号化
- ⑤ トラフィック監視
- ⑥ セキュリティ更新プログラム適用
- ⑦ ウイルス対策
- ⑧ ログ管理
- ⑨ サーバ監視・バックアップの実施

件名 学校図書館システムの導入に係る業務の委託について

保有課(担当課)	教育支援課
登録業務の名称	学校図書館システム導入及び運用保守委託
委託先	未定（プライバシーマーク取得事業者を想定）
委託に伴い事業者処理させる情報項目（だれの、どのような項目か）	【区立学校の児童・生徒及び教員に係る情報項目】 学校名、学年、学級（クラス）、氏名、入学年度、貸出記録
処理させる情報項目の記録媒体	電磁的媒体（委託先のパソコン及びサーバ）
委託理由	G I G Aスクールタブレット端末を用いて、自宅・教室・職員室などにおいても調べ学習や読書活動、授業準備等のために学校図書館の蔵書を検索することを可能とするため。
委託の内容	1 クラウドシステムの導入 2 既存システムから事業者が提供するクラウド型の学校図書館システムへのデータ移行 3 運用保守
委託の開始時期及び期限	令和4年9月1日（予定）から令和5年3月31日まで（次年度以降も、同様の業務委託を行う。）
委託にあたり区が行う情報保護対策	<p>【運用上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 契約にあたり、別紙「特記事項」を付すとともに、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務について明記する。 2 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区へ報告することを義務付ける。 3 児童、生徒が使用できる機能は、蔵書検索のみに限定する。 4 蔵書検索にあたっての学校図書館システムへのログインは、新宿区専用のURLからとする。 5 卒業・転出時は、利用者データを削除する。 <p>【システム上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ウイルス感染等がないよう、ウイルス対策ソフトウェアの導入及び最新のパターンファイルを適用させる。 2 OSのセキュリティパッチ等を定期的に適用させ、脆弱性を突いたサイバー攻撃からの情報漏えいを防止させる。 3 ID・パスワードによる認証及び利用者管理を行い、システム管理者より許可された職員以外は操作できない設定を行う。 4 アクセスログ監視による不正アクセス対策等、セキュリティ管理を実施する。

<p>受託事業者に行わせる情報保護対策</p>	<p>【運用上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 契約にあたり、別紙「特記事項」、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守を義務付ける。 2 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区へ報告させる。 <p>【システム上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ウイルス感染等がないよう、ウイルス対策ソフトウェアの導入及び最新のパターンファイルを適用させる。 2 OSのセキュリティパッチ等を定期的に適用させ、脆弱性を突いたサイバー攻撃からの情報漏えいを防止させる。 3 ID・パスワードによる認証及び利用者管理を行わせ、システム管理者より許可された職員以外は操作できない設定を行わせる。 4 アクセスログ監視による不正アクセス対策等、セキュリティ管理を実施させる。 5 <u>サーバ監視及びデータバックアップを行わせる。(情報セキュリティアドバイザーからの助言)</u>
-------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持出しの禁止)

- 6 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 8 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 9 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

11 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等が不要になったとき及び業務終了後は、当該資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

12 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

(個人情報を取り扱う従事者の指定)

13 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

(業務に関する報告)

14 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査等)

15 甲は、乙に課した情報保護対策（新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告内容等）に基づき、乙が適正に業務を実施していることを立入り調査等により確認するものとする。

16 前項による確認は、年度当たり1回以上行うものとする。

17 乙は、第15項による甲の確認の際には業務の実施状況を明らかにするほか、業務に関する個人情報の管理状況について甲の立入り調査等による監査を受けるものとする。

(従事者に対する教育)

18 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

19 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表等)

20 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、乙に対して改善等に向けた指導を行うとともに、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

21 乙は、第1項から第19項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。